

2025 年 10 月 20 日改訂版

日本教育制度学会

The Japan Society for Educational System and Organization

第 32 回大会プログラム

【日 時】 2025 年 11 月 8 日（土）

【会 場】 オンライン開催

【大会校】 山口大学

日本教育制度学会第 32 回大会準備委員会

委 員 長 佐々木 司

事務局長 小杉 進二

〒753-8513 山口県山口市吉田 1677-1

山口大学大学院教育学研究科内（佐々木・小杉）

E-mail jseso.2025@gmail.com

学会ホームページ <https://www.jseso.org/top>

■目次

開催要項	1
自由研究発表 I ～ V	3
課題別セッション I ～ IV	13
公開シンポジウム	20

■開催要項

1. 期 日 2025 年 11 月 8 日（土）

2. 大会校 山口大学（山口市）

3. 開催方式

オンライン開催 (Zoom) ※ 各セッションのミーティング ID 等の詳細につきましては、
10 月下旬頃ご案内いたします。

4. 参加費 会員・臨時会員とも無料

5. 大会日程

11 月 8 日 (土)	9 : 30～12 : 25		13 : 15～ 14 : 00		14 : 15～16 : 45	17 : 00～18 : 30
	自由研究発表		総会		公開シンポジウム	研究・教育交流会 (情報交換会)

6. 自由研究発表

日 時 : 2025 年 11 月 8 日（土） 9 : 30～12 : 25

発表時間 : 40 分（発表 20 分、質疑応答 15 分、指定討論 5 分）

発表形式 : オンライン発表（Zoom）

備 考 : ① 発表者は事前に指定討論者と連絡をとり、発表用資料（レジュメ・スライド等）に目を通していただくよう依頼するなど、段取りをお願いします。
② 万一、やむを得ない事由により発表を取りやめる場合は、速やかに大会準備委員会までご連絡ください。なお、発表がとりやめになった場合も、次の発表を繰り上げることはいたしません。

7. 課題別セッション

本大会プログラムには課題別セッションも掲載していますが、本年度については大会当日とは別の日に、それぞれのセッションごとに計画していただいています。各セッションの日程のご確認をお願いいたします。なお、各セッションのミーティング ID 等の詳細につきましては、改めてご案内いたします。

8. 総会

日 時： 2025 年 11 月 8 日（土） 13：15～14：00

開催形式： オンライン（Zoom）

備 考： 欠席の方は以下のフォームより「総会委任状」をご提出ください。

日本教育制度学会 2025/2026 年度総会委任状

<https://forms.gle/ohXeaAZkymZqzhrG8>

9. 公開シンポジウム

日 時： 2025 年 11 月 8 日（土） 14：15～16：45

開催形式： オンライン（Zoom）

テ ー マ： 定義づけられた静的制度を動的制度として捉え直す
ーコミュニティ・スクール先進地からの問いかけー

10. 研究・教育交流会(情報交換会)

今回の研究・教育交流会(情報交換会)は、「オンラインだからできるよさ」をコンセプトに検討中です。現時点では以下のような「部屋(ブレイクアウトルーム)」を考えています。各会員の関心にあった「部屋」で交流を深めていただければ幸いです。

「続 静的制度と動的制度の間にあるもの」

ここでは、シンポジウムでの議論を引き継ぎ、それをさらに深化させた形で意見交換できる場を設ける予定です。

その他、会員相互が自由に交流できるように、zoom のブレイクアウトルームの開設も予定しています。

詳しくは、シンポジウム終了後にご案内申し上げます。

■自由研究発表Ⅰ～Ⅴ——2025年11月8日（土）9：30～12：25

自由研究発表Ⅰ

【1】9：30～10：10

新教育委員会制度下のいじめ対策をめぐる政治過程

—政令市総合教育会議の分析から—

発表者：三浦 奈々美（兵庫教育大学／東北大学大学院）

指定討論者：坂田 仰（淑徳大学）

◆発表要旨

2011年の大津市いじめ自死事案を契機に、教育行政の責任の所在の不明確さが問題視され、地方教育ガバナンスの在り方が問われるようになった。これを受け新教育委員会制度下では、首長に新教育長の任命や大綱の策定、総合教育会議の主宰といった新たな権限が付与されたものの、制度改革の契機となったいじめ問題に関して、これらの権限がどのように行使されたのかは十分に検証されていない。

そこで本報告では、総合教育会議の創設から10年間の運用に注目し、いじめ対策がどのように議論されてきたのかを明らかにする。具体的には、政令市（全20市）を対象に、いじめに関する議題の設定状況を分析する。首長が主宰する場でのいじめ対策の位置づけを手がかりに、首長の教育行政に対する関与の実態について検討する。

【2】10：15～10：55

現代戦下における学校危機管理について—ウクライナ紛争を事例として

発表者：大西 健介（共栄大学）

指定討論者：小杉 進二（山口大学）

◆発表要旨

本研究は、現代戦（長期化・分散・インフラ標的・情報戦）下でも学校教育を途切れさせない条件を、ウクライナの実情を手がかりに検討する。教育の抗堪性と学校危機への即応性を分析の枠組みとし、国・自治体・学校・家庭の連携、避難所の学習空間化、対面とオンラインの併用、電源・通信の冗長化、教職員の安全確保と心理的支援、出欠・評価の柔軟運用、避難児童受け入れ基準、国際支援の活用を提案する。

結論として、平時からの教育の抗堪性に関する整備と、状況に基づいた迅速な安全確保の確立を求められる。

政令市議会における学校給食政策をめぐる政治過程

発 表 者：阿内 春生（早稲田大学）

指定討論者：青木 栄一（東北大学）

◆発表要旨

本研究は政令市議会における教育政策の議論を検証する研究の一環である。政令市は地方自治体において唯一、教員人事権と学校設置義務が一致する自治体の単位である。報告者らが取り組んできたこれまでの研究により、政令市議会は学校統廃合のような一般市町村の取り組む政策課題、及び都道府県が取り組む教員政策についても議論しており、教育政策の議論の広域性、基礎性を併有する特徴を持つことが明らかになっている。

本報告では、教育政策としては研究対象となりにくい、学校給食の政治過程を取り上げる。学校給食施設をめぐる行政は教育の専門性というよりも、事業者の選定や場所、配膳方式の選定など、行政上の専門性を要する政策である。そうした特徴を持つ学校給食を取り上げ、政令市議会における議論の特徴を明らかにする。

自由研究発表Ⅱ

【1】9：30～10：10

貧困家庭の子どもの進路選択に対する教員の教育権に関する検討 —A. センの自由と権利に関する思想を手がかりとして—

発表者：安里 ゆかし（筑波大学大学院 人間総合
科学研究群／日本学術振興会 特別研究員）
指定討論者：前原 健二（東京学芸大学）

◆発表要旨

貧困家庭の子どもは、不安定な社会的移行を経験する傾向にあるが、そうした移行経験が本人たちにとっては自然なものとして受け止められている可能性も指摘されている。したがって、貧困の再生産を阻止しようとする善意の進路指導が、親や子ども本人の意思に反する介入となる可能性があり、教員の教育権、親の教育権、子どもの自己決定権という三者間での緊張関係が生じうる。

こうした文脈において、子どもの選択や親の教育方針に教員が介入することの正当化根拠を示すことが、本発表の目的である。具体的には、(1) アマルティア・センの自由と権利に関する思想を基盤として、(2) 親の養育・教育に対する外部からの介入に関する法的規定やガイドラインについて検討し、(3) 子ども自身が家庭の文化を相対化する機会の必要性和留意点について論じる。

【2】10：15～10：55

教員不足期の私立大学における小学校教員養成 —京浜女子大学に着目して—

発表者：神山 真由（福島大学）
指定討論者：山崎奈々絵（聖徳大学）

◆発表要旨

小学校教員養成は、長らく国によって定員管理がなされ、私立大学の参入は制限されてきた。しかし一部の私立大学は、小学校教員養成を行っていた。こうした私立大学での養成はいかなる経緯で行われ、どのような影響力を持っていたのだろうか。

本発表では、1960年代後半から急激な児童数増加により小学校教員が不足した神奈川県における、京浜女子大学（現在の鎌倉女子大学）での小学校教員養成に着目する。大学や県の刊行物や、大学に提供いただいたデータ、関係者へのインタビュー調査に基づき、京浜女子大学における小学校教員養成が開始されるまでの過程（県教育委員会との議論）や実際の養成者数、神奈川県の教育における影響力等を明らかにする。

短期大学卒業後の進学機会としての履修証明プログラムの現状と課題
—独自資格を授与する事例に着目して—

発 表 者：川並 弘順（聖徳大学）

指定討論者：吉田 香奈（広島大学）

◆発表要旨

短期大学卒業後の進学機会は、4年制大学への編入学や認定専攻科への進学を通じた学士の学位取得を中心に検討されてきた。そのため、履修証明制度は社会人の学び直しを目的として制度化されたものの、短期大学卒業後の進学機会としては十分に位置づけられてこなかった。

履修証明制度は、社会人の学習機会として一定の評価を得ている一方で、修了者に授与される履修証明書の有効性について課題が指摘されている。その対応として、履修証明書に加え、大学等が独自資格を授与する事例も見られる。本報告では、短期大学が提供する履修証明プログラムのうち、独自資格を授与する事例を通じて、学習歴としての履修証明プログラム修了の意義と課題について検討するとともに、短大ファーストステージ論における履修証明制度の位置付けについて考察する。

自由研究発表Ⅲ

【1】9：30～10：10

私立高校授業料「無償化」による格差と分断の拡大

発表者：高橋 寛人(石巻専修大学)

指定討論者：谷口 聡(中央学院大学)

◆発表要旨

2025年2月の3党合意にもとづく私立高校「無償化」が進められると、私立高校への進学者が増え、公立高校の統廃合が促進される。これまで私立高校は公立高校の補完であったが、私立高校と公立高校の役割が逆転する。また、中学受験の大衆化が大都市圏のみならず地方にも広がり、小学校段階からの分断が拡大・強化される。そして将来、都道府県や市町村は高校を設置・運営せず、政府は私立高校の授業料の平均額を保護者に支給するだけになりかねない。

今回の高校授業料「実質無償化」は「機会均等」「格差是正」を標榜しながら、実際には、取り返しのつかない深刻な格差と分断を全国に広げるものである。

【2】10：15～10：55

高等学校通信制課程と多様な教育機会の保障 —「全日型」に焦点化した全国調査の結果から—

発表者：山田 朋子(女子美術大学短期大学部)

指定討論者：小野 まどか(植草学園大学)

◆発表要旨

高等学校は、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等に応じるため、多様な教育機会の保障を目指した学校改革が展開し、今日に至っている。しかし、高校教育の範囲を超えて拡大する様々な教育要求を持つ生徒に対して、どのような教育機会を保障すべきなのだろうか。 _

本発表では、高等学校通信制課程の本校を対象としたアンケート調査の結果から、特に全日制や定時制と類似した「全日型」の通学形態を活かした取り組みの実態と課題を示す。通信制課程の柔軟性を活用し、どのような教育機会を保障しようとしているのか、どのような課題が生じているのかを検討したい。なお、本調査において「全日型」とは、全日制課程の通学形態と類似する日数として週5～4日の登校日数を設定している。

我が国の芸術関係の専門学科を設置する公立高等学校の学科構成 及びスクール・ミッション

発表者：大西 麗衣子（尚美学園大学）

指定討論者：桑村 佐和子（金沢美術工芸大学）

◆発表要旨

本発表の目的は、我が国の公立高等学校の多様性に関する基礎的な検討の一環として、芸術関係の専門学科（コース等を含む）（以下、芸術専門学科）を設置する公立高等学校の一部を対象に、それらの学科構成及びスクール・ミッションの現状について、把握することである。

本発表では、高等学校の名称に、芸術、音楽、美術、工芸、造形のいずれか（または複数）が含まれた公立高等学校を取り上げる予定である（公立高等学校の設置主体としては、都道府県を予定している）。そのような把握によって、芸術専門学科が設置されている公立高等学校の現状の一端について、明らかにしたいと考えている。

インクルーシブ教育推進のための高等学校入試制度の動向と課題

発表者：竹本 弥生（横浜薬科大学）

指定討論者：山田 朋子（女子美術大学短期大学部）

◆発表要旨

高等学校における特別支援教育は、2018年の通級による指導の制度化により、その対象を拡大したが、知的障害は対象外となった。また、高等学校では特別支援学級に係る教育課程の特例は定めておらず、知的障害者は、制度上では高等学校教育の対象となっていない現状にある。その中で、高等学校への入学を希望する知的障害者が高等学校を受験し、定員を満たしていないにも関わらず不合格となる事例が報告されている。文部科学省は、定員内不合格の実態を把握するため、2022（令和4）年度「高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」を実施した。高等学校において、知的障害のある生徒をも含めたインクルーシブ教育を実現するためには「知的障害のある生徒のための特別募集枠」を設定する必要があると考える。

本研究は、高等学校における知的障害のある生徒を特別募集枠により受け入れている事例をもとに、高等学校におけるインクルーシブ教育推進のための入試制度について検討することを目的とする。

自由研究発表Ⅳ

【1】9：30～10：10

中国における「双減政策」下の小中学校教員の勤務実態の変容 —北京市の都市・郊外・農村の差異に着目して—

発表者：王 灝森（東北大学大学院・院生）

指定討論者：藤本 駿（高松大学）

◆発表要旨

2021年より中国では「双減政策」と呼ばれる児童生徒の負担軽減策が施行されている。政策は「過重な学業負担」「教育市場の過度な拡大」「教育格差の拡大」「少子化」といった課題に対応するため、宿題の量の削減や補習塾への審査・規制を通じて中央政府が推進してきたものである。児童生徒の負担軽減が推進される一方、教員には地域を問わず進学実績が求められている。地域ごとの教員勤務実態に差異がある場合、教育の質に格差が生じる懸念がある。

したがって、本発表は都市農村間における教員の勤務実態の差異を明らかにすることを目的とする。具体的には、中国北京市を対象に、公立小中学校教員の勤務実態の変容と都市・郊外・農村の差異を検討し、半構造化インタビューによって分析を行う。

【2】10：15～10：55

中国の義務教育段階における「五育」政策に関する一考察

発表者：張 磊（大連大学）

指定討論者：楠山 研（武庫川女子大学）

◆発表要旨

中共共産党中央委員会、国务院は2019年に「教育教学の改革を深化し、義務教育の質を全面的向上に関する意見」の法令を公布した。この法令は中国の教育改革の方向性を確立し、教育制度の中で「五育」政策を推進することを決定した。特に義務教育段階の児童の健康的な成長を促進するための政策として、全ての教育理念は「道徳、知性、体力、美意識、勤労精神」を中心にしなければならないことが決定された。

以上のことより、本研究では、中国の義務教育段階における子どもの健康を促進する研究の一環として、近年の中国の義務教育段階における「五育」教育政策の背景、関連法規等を分析し、実施方法等を考察する。

1980 年代の中国における教員研修の法制化の過程に関する研究

発 表 者：殷 爽（山口東京理科大学）

指定討論者：佐藤 仁（福岡大学）

◆発表要旨

1993 年、中国では『中華人民共和国教師法』が正式に公表され、その中で小中学校の教員研修が法的に規定された。本研究は、その前段階である 1980 年代の中国に着目し、当時の教員の資質能力や教員の研修に関する討議、教育界の傾向などを整理し、研修が法制化されるに至ったプロセス、その要因を解明することを目的とする。研究方法は、この約 10 年間に発行された新聞紙（例えば、『中国教育報』など）、雑誌の小論（特に、学校現場の教員、地方の教育委員会の論説、例えば『人民教育』、『中国年鑑』や、会議の議事録を用いて、言説分析を行う予定である。本研究で得た結果は、学校管理職の養成、研修制度の更新、教員の資質能力向上などに関する研究に示唆を与えることを期待している。

自由研究発表Ⅴ

【1】9：30～10：10

トルコにおける国際神学プログラムの拡大と海外派遣宗教指導者の役割の変化

発表者：瀧口 咲良（名古屋大学大学院）

指定討論者：藤井 穂高（筑波大学）

◆発表要旨

宗教指導者とは、イスラームにおいて礼拝を先導する者を指す。トルコでは宗教指導者は国家公務員であり、中でも、派遣宗教指導者は在外トルコ人に対して宗教活動を行っている。本発表は、トルコの宗務庁が派遣宗教指導者の養成を目標として行う「国際神学プログラム（Uluslararası İlahiyat Programı）」を対象とし、宗務庁及び政府が派遣宗教指導者に期待する役割を明らかにすることを目的とする。特に、非トルコ系学生もプログラムの対象として明示した2020年を起点として、プログラムの変遷を辿る。

分析結果から、プログラム卒業生は派遣宗教指導者として、従来の「ローカルなトルコ・コミュニティのための宗教指導者」という役割に加え、西欧社会に対してトルコのイスラームを発信する「グローバルなイスラームの専門家」という役割を担うことが期待されていることが示唆された。

【2】10：15～10：55

ドイツにおける二分岐型学校制度の現状と課題 —ベルリン州の事例を手がかりに—

発表者：南部 初世（名古屋大学）

指定討論者：井本 佳宏（東北大学）

◆発表要旨

ドイツにおいては、基幹学校を実科学校と再編・統合することによって2分岐型学校制度へと転換する改革が進められ、「拡大実科学校」「地域共通学校」「中等段階学校」等、州により名称が異なる新たな学校種において、より多様な生徒が学ぶようになっている。しかも、学校の中で生徒の進路に応じてコースを分けず、一つの教育課程を用いる学校も多い。そこには、生徒が「より長く共通の教育課程で学ぶ」ことを重視する教育理念が存在している。これを実際にはどのように実現しているのか。

本報告では、2024年3月にベルリン州において実施した統合型中等学校（Integrierte Sekundarschule）2校、地域共通学校（Gemeinschaftsschule：2018年度から正式学校種化）3校、ギムナジウム1校における参与観察及び聞き取り調査に基づき、制度運用の実態を明らかにする。

**カナダにおける教員の労働協約の構成と内容に関する一考察
ーオンタリオ州小学校教員組合（ETF0）とトロント教育区教育委員会（TDSB）間の
労働協約を素材にしてー**

発 表 者：平田 淳（佐賀大学）

指定討論者：中田 康彦（一橋大学）

◆発表要旨

カナダでは教育は州の専属事項とされており、教員の労働条件も各州の法令で規定される。各州では、労働基準を定めた法令に加えて、雇用者たる教育委員会と被雇用者たる教員の代理人としての教員組合の間で団体交渉を通して締結される労働協約によって教員の労働条件が決められている。本発表の対象であるオンタリオ州では、一般的な労働規制法である「雇用基準法」及び同法に基づいて制定されている規則により、超過勤務や有給休暇等いくつかの事項に関しては教員には適用されないことになっている。

本発表では、これら適用除外事項を含めて、同州における教員組合と教育委員会の労働協約の構成と内容はどのようになっているのか、オンタリオ州小学校教員組合（ETF0）とトロント教育区教育委員会（TDSB）間で締結された労働協約を素材として検討する。

インドの RTE 法成立期における教育制度的課題に関する考察

発 表 者：牛尾 直行（順天堂大学スポーツ健康科学部）

指定討論者：中村 裕（聖徳大学）

◆発表要旨

インドでは、2010 年より RTE 法（The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, 2009）が施行されてから約 15 年が経過した。現在、ほぼ皆義務就学は達成されたように見えるが、学習評価や進級制度、障害児の教育については法施行後何度か法改正が行われたことに象徴されるように議論が定まっていない。本発表は、2000 年前後から法成立までに出されているいくつかのレポートを検討し、その問題の制度的な課題について考察を深めたい。例えば、NCERT が 2005 年に出版している Non-Detention Policy in the States-A Status Study は NDP の各州での実施可能性を 2005 年の段階で下調べをしている。Bill の段階では、2003 年と 2005 年に議会に提出されたがともに廃案となった背景などと共に、従来明らかにされてこなかった同法成立の過程について考察を深めたい。

■課題別セッションⅠ—2025 年 11 月 2 日（日）14:00～16:30

課題別セッションⅠ

不登校でも孤立しない地域づくりと学校づくり

◆企画の趣旨

教育経営をテーマとする昨年の課題別セッションでは、校内教育支援センターや学びの多様化学校で行われている実践を取り上げながら、不登校の子どもが安心して過ごせる場づくりについて検討を加えた。主に議論されたのは学校に行かない・行けない状態が続くことを防ぐ取り組み、すなわちそれは不登校の子どもたちを孤立させないための取り組みであった。

そこで本年度のセッションにおいても、不登校と孤立を結びつけないための方法について検討を加える。子どもが学校に行かない・行けない状態になると、その保護者もまた孤立しやすい状況に置かれる。不登校の子どもがいる家庭を孤立させないためには、学校のみならず地域での取り組みも重要であろう。

ご登壇いただく西垣氏と伊田氏は、滋賀県内の民間団体が進める休眠預金活用事業「あらゆる子どもの育ちを保障する地域総動」に携わっている。同事業で展開された実践事例についてもご紹介いただきながら、不登校でも孤立しない地域づくりと学校づくりについて考えたい。また、昨年度のセッションでご報告いただいた長島氏には両報告に対してのコメントをお願いする。

<発表者>

- ・西垣 順子（大阪公立大学）
- ・伊田 勝憲（立命館大学）

<指定討論者>

- ・長島 和広（横浜市立鴨居中学校）

<企画者・司会>

- ・木岡 一明（教育テック大学院大学）
- ・武井 哲郎（立命館大学）

■課題別セッションⅡ—2025 年 11 月 15 日（土）9:30～12:00

課題別セッションⅡ

保育士配置基準を考える

—2024 年改正後の実態と制度の課題—

◆企画の趣旨

2024（令和 6）年 3 月 13 日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正され、保育所の保育士配置基準は、3 歳児 20 人に 1 人以上から 15 人につき 1 人以上、4・5 歳児 30 人につき 1 人以上から 25 人につき 1 人以上へと改められた（経過措置として当分の間は従前の基準による運営が認められている）。また、2025 年度からは 1 歳児に対する配置基準改善のため、「1 歳児配置改善加算」措置が実施されている。

こうした制度改善の動向は、保育の実際にどのように反映されているのか。本課題別セッションでは、公立と私立の保育現場を主とした報告と、子どもの安全の視点からの報告をとおし、保育士配置基準を多角的に検討することを目的とする。保育の実際から保育士配置基準という制度の実態と課題を捉え、議論を深めたいと考えている。

<発表者>

- ・豊田 千恵子（文京区子ども家庭部 幼児保育課）
- ・平松 知子（社会福祉法人 熱田福祉会）
- ・猪熊 弘子（駒沢女子短期大学保育科）

<司会>

- ・松島 のり子（お茶の水女子大学）

<企画者>

- ・坂田 仰（淑徳大学）

■課題別セッションⅢ—2025 年 11 月 29 日（土）午前

課題別セッションⅢ

バルネラブルな状況に置かれた若者に対する 学校から社会への移行支援制度に関する国際比較 —イギリス・フランス・デンマーク・韓国を事例として—

◆企画の趣旨

本セッションでは、イギリス、フランス、デンマーク、韓国の国際比較を通して、バルネラブルな(vulnerable)状況に置かれた若者に対する学校から社会への移行(以下：移行)を支援する制度のあり方をさぐる。バルネラブルな状況に置かれた若者とは、メインストリームの生徒集団に対して違和感や疎外感を抱き、学校への適応に困難を感じている者、いじめや排斥の対象になりやすい者、あるいはこれらが原因で中途退学した者を指す。日本でも彼らの移行支援の構築が喫緊の課題となっている。

4カ国の事例を比較検討し、バルネラブルな状況に置かれた若者の移行支援制度に必要な要素を整理し、今後の議論の示唆を得る。

なお、本研究は、科研費(JSPS 20H00093)の助成を受けたものである。

＜発表者＞

- ・白幡 真紀(仙台大学)
- ・京免 徹雄(筑波大学、非会員)
- ・峯 啓太郎(筑波大学大学院、非会員)
- ・吉川 実希(関西外国語大学、非会員)

＜企画者・司会者＞

- ・南部 初世(名古屋大学)
- ・石嶺 ちづる(愛知教育大学)

■課題別セッションⅣ—2025 年 11 月 29 日（土）午後

課題別セッションⅣ

困難を抱える子ども・若者に対する多面的・重層的支援の現状と課題

◆企画の趣旨

2025 年現在、小学校から高等学校までの不登校が約 41 万人、高校中退が約 5 万人、15 歳から 39 歳でひきこもり状態にある若者の数は推計で 65 万人にのぼるとされる。こうした状況の背後には貧困や発達障害、日本語習得上の課題があることも多く、これらが複合的に絡み合うことで社会的排除の状況に陥り、それが永続化する傾向にあることが課題となっている。こうした複合的な課題に対応するため、NPO 等の支援団体では多面的・重層的に事業を展開しているところも多い。こうした多事業展開を円滑に行うための場や仕組みづくり、人材育成・配置のあり方などは生涯学習の制度的側面として注目に値する。そこで、本企画では、多面的・重層的支援を行っている NPO を事例として、その場・仕組みづくり、人材育成等の在り方を分析していく。

<発表者>

- ・後藤 武俊（東北大学）
- ・下村 一彦（東北文教大学）
- ・金井 徹（東北福祉大学）

<企画者>

- ・後藤 武俊（東北大学）
- ・泉山 靖人（東北学院大学）

■課題別セッションⅤ—2025 年 11 月 30 日（日）9:00～12:00

課題別セッションⅤ

普通教育機会保障における義務性原理の現状と展望

◆企画の趣旨

通常、教育制度の基本原則として、義務性、無償性、政治的および宗教的中立性が挙げられる。今期の課題研究（制度原理）では、これらの制度原理について、様々な視点から再検討を行い、今後の教育制度学における理論的、実証的研究の発展、現実問題への応答性の向上に寄与することを目指している。昨年の課題別セッションでは、「イスラーム社会の視座から公教育の宗教的中立性原理の普遍性を問い直す」と題して、グローバル化社会における公教育の宗教的中立性原理の意義について多角的に検討を行なった。

今年度は、教育制度の基本原則として挙げられる上記3つの原理のうち、義務性を取り上げる。現在、日本において義務性に関わって想起されるのは、やはり不登校児童生徒の「急増」であろう。それは、子どもたちの育つ社会的経済的環境や教育観・学習観が大きく変容する中で、一条校への就学（在学、通学、出席）を前提とした教育を受ける権利保障（公教育）のあり方をその根本から問い直す現象とも捉えられる。

普通教育機会保障における義務性には、日本のように就学義務（就「学校」義務）を採用している国もあれば、フランスのように、家庭での教育義務を採用している国もあり、就学義務を相対化して検討することができる。また、日本においては、貧困や差別等、社会の構造的な問題が教育機会の不平等や社会的排除をもたらしていることも見逃すことができない。就学義務を前提として普通教育機会の整備、充実に取り組んできた日本の教育行政も、学びの多様化学校の設置等を通じて多様で切実なニーズへの対応に取り組んでいる。また、一条校とは異なる居場所として、また、多様な学びの場として重要性が高まっているフリースクール等は、普通教育機会確保法の成立によって普通教育機会を「確保」するものとして位置付けられるようになったものの、不登校児童生徒の「急増」を背景としてフリースクール等を普通教育機会「保障」においてどのように位置付けていくのかがますます重要な課題になっている。

本セッションでは、以上のような問題関心や視点から、教育義務としての義務性を対象軸におきながら、日本の教育制度における義務性（就学義務）を現状について多角的に検討し、今後どのような制度構築を展望できるのかについて議論を深めたい。

<発表者>

- ①教育義務の視座から 藤井穂高（筑波大学教授）
- ②一条校における多様性の視座から 鷲見佐知（岐阜市子ども・若者総合支援センター（エールぎふ）所長、岐阜市立草潤中学校前校長）
- ③フリースクールの公的承認の視座から 荒井英治郎（信州大学准教授）

<指定討論者>

滝沢潤（広島大学）

<企画者・司会>

滝沢潤（広島大学）、井本佳宏（東北大学）

■課題別セッションⅥ—2025 年 12 月 21 日（日）10:00～12:00

課題別セッションⅥ

大学をめぐる三つの力学：政府・大学間・社会との関係を再考する

◆企画の趣旨

高等教育分野の制度研究において、大学と政府・社会、あるいは個別大学と大学間のネットワークとの関係を検討することは、クラークの「調整の三角形」を引くまでもなく、重要な研究テーマの一つである。例えば、大学は社会から負託された使命を果たすために政府を含む外部から支援と共にコントロールを受けるが、そのために大学の自治が損なわれるとかえって本来の使命が果たせなくなるおそれがある。大学が社会的な要請を踏まえて教育プログラムを成功裏に革新するためには、必ずしも利害を共有しない学内外の諸アクターとの連携が鍵となる。大学業界が連携することで社会的発信力や教育研究の質を向上させるために、各大学では行動の自由度が低下する場合がある。高等教育制度はこうした利害対立を内包するが、そのアンビバレントな特性をどのように捉えることができるだろうか。

そこで本研究課題では、これらの問題に関心を寄せる 3 人の会員から、各々の研究テーマに即してそれぞれの分析視角について話題提供していただく。その際、各自がどのように先行研究に向き合い、独自の捉え方を模索したのかも語っていただく。大学とそれを取り巻く社会との関係、いわば大学のかたちを問い直す視点を、広く会員と共有したい。

<発表者>

- ・中世古 貴彦（九州産業大学）
- ・柴 恭史（桃山学院大学）
- ・松本 圭将（びわこ成蹊スポーツ大学）

<企画者>

- ・木村 拓也（九州大学／大学入試センター）
- ・大谷 奨（筑波大学）

■課題別セッションⅦ—2026 年 3 月 7 日（土）14:00～16:00

課題別セッションⅦ

EdTech 時代の教師の主体性と教育制度

◆企画の趣旨

2025 年 5 月 30 日に OECD は、「ティーチング・コンパス」（教師の羅針盤）を公表した。これは、従来の「ラーニング・コンパス」を基盤として、未来の教師像を描くことも趣旨としている。その未来像においては、「デジタルおよび AI を活用した学習への適応」と、そこでの「教師のエージェンシー」（Teacher Agency）を構築することが目指されている。果たして、学校における AI やデジタル技術の導入（総じて、これを EdTech と呼ぶ）は、教師の主体性を促進するものとなるのか、それとも阻害することになることになるのか？本課題別セッションでは、「ティーチング・コンパス」の内容分析を行うとともに、学校における EdTech の導入が、教師の「教育の自由」にいかなる影響をあたるのかを分析する。

<発表者>

佐藤 仁（福岡大学）

堀口 悟郎（神戸大学）

<指定討論者>

谷口 聡（中央学院大学）

<企画者・司会>

藤村祐子（滋賀大学）

高橋 哲（大阪大学）

■公開シンポジウム——2025 年 11 月 8 日（土）14：15～16：45

定義づけられた静的制度を動的制度として捉え直す

ーコミュニティ・スクール先進地からの問いかけー

◆企画の趣旨

学校運営協議会の法制化から 20 年、設置の努力義務化から 8 年が過ぎた。山口県は他県に先駆けてコミュニティ・スクールを導入してきた県であり、2020 年 4 月には県内全ての公立小・中・高等学校・特別支援学校が学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールとなった。「先進地」を自認する山口県では、コミュニティ・スクールによる地域連携教育が県・市町教育委員会、公立学校はもちろん、地域住民や山口大学等の関係者にも浸透している。

ところで、コミュニティ・スクールと学校運営協議会とは、もちろんデノテーション(明示的な意味)に違いもあるし、コノテーション(暗示的な意味)も異なるだろう。文脈にも拠るが、山口県でよく聞く短縮形「コミ・スク」、「学運協」からも、そこに込められたニュアンスや趣(おもむき)の違いを感じることはある。山口県ではコミュニティ・スクールのことを、学校運営協議会が設置された学校と単純に捉えてはいない。

コミュニティ・スクールに限らず教育関係の制度には、定義や概念の拡大もしくは溶解とでも言い得る現象が起こり得るのではないか。この問題関心のもと、本シンポジウムでは法的定義ないし本来規定された概念から逸れ、そこに新たな意味やイメージを付与する行為を「実践的な知恵」と呼ぶことにする。「静的制度」が運用段階に至り、そこに与えられた「実践的な知恵」を、拡大、逸脱、溶解した「動的制度」から探究してみたい。

〈登壇予定者〉 以下、五十音順

岸本 睦久（文部科学省）

元兼 正浩（九州大学）

山下 晃一（神戸大学）

〈司会進行〉

佐々木 司（山口大学）

日本教育制度学会第 32 回大会プログラム

2025 年 10 月発行

日本教育制度学会第 32 回大会準備委員会

〒753-8513 山口県山口市吉田 1677-1
山口大学大学院教育学研究科内（佐々木・小杉）

E-mail jseso.2025@gmail.com